

令和2年5月12日

[新規]

[教委規程第1号]

## 石川町文教福祉複合施設「モトガッコ」ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、石川町文教福祉複合施設「モトガッコ」(以下「施設」という。)のイメージアップ及び利用促進のために、施設ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の図版及び写真画像データを使用する際の必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、石川町に帰属する。

(図柄)

第3条 ロゴマークの図柄、色指定及び文言は、別図の通りとする。

(使用基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (2) 施設又はロゴマークの信用または品位を害すると認められる場合。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合。
- (5) 自己の商標もしくは意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合。
- (6) その他、その使用が著しく不相当と町長が認めた場合。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用については、原則として無償とする。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマークを使用する者は、事前に「「モトガッコ」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)」に必要な書類を添付のうえ町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合。
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲において利用する場合。
- (4) 施設の利用登録を行っている団体が営利目的以外で使用する場合。
- (5) その他、町長が適当と認める場合。

(完成品の提出)

第7条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物件等の完成品やイベント等の記録等を提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）定められた色、形等を正しく使用し縦横比等変更しないこと。
- （2）デザインの改変等の応用使用はしないこと。
- 2 承認された内容のみに使用すること。
- 3 承認を得た権利は譲渡または転貸しないこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとする場合は、事前に「「モトガッコ」ロゴマーク使用変更申請（様式第2号）」に必要な書類を添付のうえ町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更承認後も、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第10条 町長は、使用承認を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかった場合は、ロゴマークの使用について承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、承認の取り消しに伴う使用物件等の回収等の措置を必要に応じて、使用者に対して請求することができる。

（事故、苦情等の処理）

第11条 ロゴマークの使用に係る事故又は苦情が生じた場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。また、町長は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

（無断使用への対応）

第12条 本使用規程に基づく承認を受けずにロゴマークが使用された場合、町長は、無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求める等の厳正な措置をとるものとする。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。